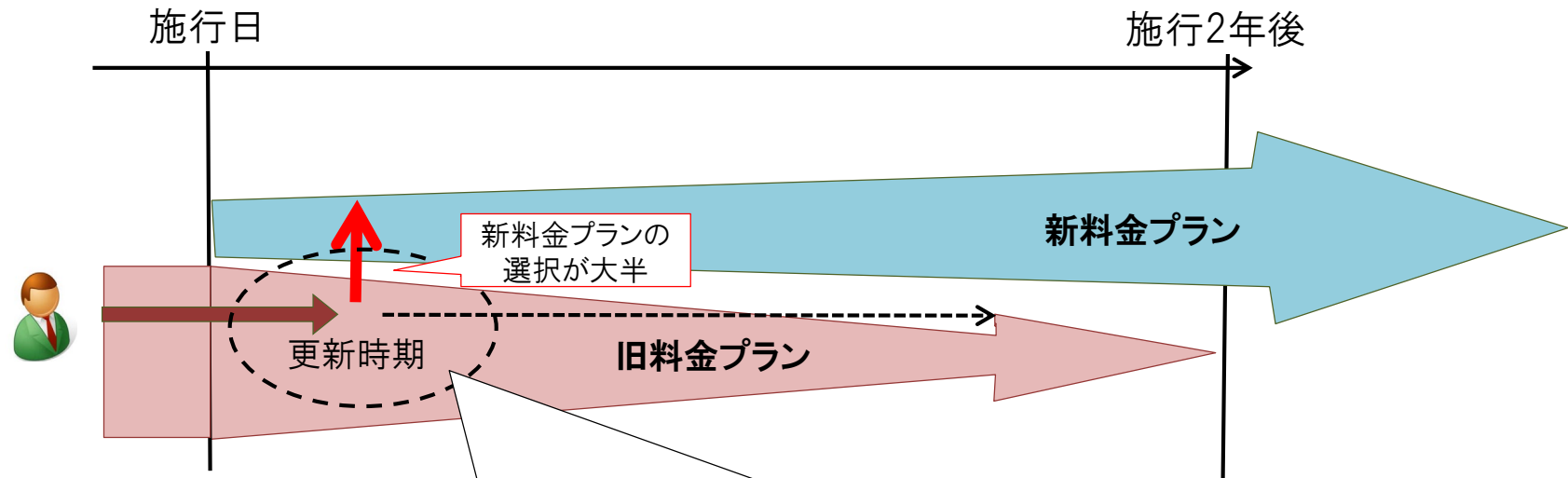




電気通信事業法第27条の3適合契約への 移行促進について

令和3年3月29日
事 務 局

- 2019年10月1日に施行した改正電気通信事業法では、
 - 施行日前にした契約は、最初の「契約の更新」の際に、改正法に沿った料金プランに移行することが原則。
 - 他方で、新料金プランへの移行が不利となるおそれのある例外的な利用者に対応するため、**例外的に施行日前にした契約について旧料金プラン(事業法不適合契約)での「契約の更新」を許容。**
- 事業法第27条の3不適合契約(既往契約)には、**①事業法第27条の3不適合期間拘束契約(違約金9,500円・期間拘束4年の契約)**のほか、**②事業法第27条の3不適合利益提供等(セット販売による通信料金割引・端末の残債免除の利益提供が残る契約)**がある。
- 総務省は、NTTドコモ、KDDI(沖縄セルラー含む。以下同じ。)及びソフトバンクに対して、新プランへの移行を円滑な移行を促進するための措置を講じるよう要請(2019年6月及び9月)。3事業者は、総務省からの要請を受けて、「利用者の円滑な移行を促進するための計画」を策定・実施。



・ 改正法に適合する料金プランへの移行で恩恵が受けられるにも関わらず、旧料金プラン(事業法第27条の3不適合契約)で契約の更新をする利用者等が出ることがないよう、事業者・代理店は十分な周知を行うことが必要。

❑ **施行前から改正法の趣旨を踏まえた準備等を実施するよう携帯電話事業者3社に要請(6月20日)。**

- 衆総・参総附帯決議:「改正法施行までの期間…改正法の趣旨に反した競争により利用者間の不公平を生じさせ、適切なサービス選択が阻害されることのないよう、事業者に対して、必要な措置を講ずること」

要請の主な内容

1. 施行前に不適正な販売が行われないよう、現行の規律(※)を遵守すること

※ 端末購入補助ガイドライン、景品表示法(広告適正化)

2. 施行前に改正法の趣旨に反する販売が行われないよう、旧料金プランや販売手法等を整理・縮小すること

- ・ 料金プランや販売手法等の見直しを至急実施
- ・ 改正法の趣旨に反するものは至急整理・縮小

3. 施行後に既存の利用者が恩恵を受けられるよう、新プランへの移行の円滑化のための措置を講ずること

- ・ 既存の利用者が改正法の施行後に新料金プランへ円滑に移行できるように必要な措置
- ・ 既存の利用者に対する料金プランの移行についての周知徹底

4. 改正法の円滑な施行のため、体制の整備及びシステム面の準備を行うこと

- ・ 関係部署及び窓口の体制の充実・強化
- ・ 改正法対応のための情報システム改修等を優先的に実施

5. 利用者によるニーズに応じたサービス選択を確保するため、契約期間全体での総額表示の実現に向けた準備を進めること

- ・ 拘束期間全体において利用者が支払う通信料金と端末代金の総額の目安を示す取組の準備(法施行に併せて関係のガイドライン(消費者保護ガイドライン)を改正予定)

6. 代理店の届出制度を円滑に導入するため、届出制度の導入に向けた代理店への周知・指導を実施すること

- ・ 代理店に対する届出の要請
- ・ MVNOに対する届出制度の周知

7. 1～6の実施状況のフォローアップのため、必要な事項の報告を行うこと

- ・ 講ずる措置や関係する契約数等の数値を月次で総務省へ報告 → 総務省において公表・有識者会合での検証

□ 改正法の施行に向けた準備等を加速させる取組を実施するよう携帯電話事業者3社に再度要請(9月6日)。

要請の主な内容

1. 適正な規律の遵守

- ・ 適正な店頭での広告表示の確保
 - ・ 改正法の施行までの適正な端末の販売の遵守の徹底
- ※ 景品表示法(広告適正化)、「携帯電話端末の店頭広告表示等の適正化について(2019.6.25 消費者庁)」、端末購入補助ガイドライン

2. 改正法及び関係省令等の円滑な施行に向けた準備

- ・ 駆け込み契約、端末購入を煽るような不適切な広告の防止
- ・ 改正法に適合したプランの速やかな準備・公表、利用者への周知
- ・ 利用者を混乱させることながないよう、改正法施行前後での端末販売手法に関して利用者に適切に周知

3. 改正法の適正な運用のための代理店における適切な業務執行のための体制の整備

- ・ 改正法に適合する料金プランへの移行の促進、改正法の正確な情報に基づく利用者への勧誘・説明など販売店の管理体制の見直し
- ・ 販売中心の手数料体系の見直しに関し、方向性やスケジュールについて検討

4. 新料金プランへの利用者の円滑な移行に向けた取組

(1) 利用者の円滑な移行を促進するための計画の策定

- ・ 改正法に適合しない料金プランの契約数等を踏まえ、改正法に適合する料金プランへの移行を促進するため、具体的な施策(手法、範囲、実施時期等)を含む改正法に適合する料金プランへの利用者の移行の計画を策定・実施

(2) 利用者の円滑な移行を阻害しない旧端末サポートプログラムの運用の実施

- ・ 旧端末購入サポートプログラムに係る機種変更の条件について、対象となる機種の範囲や変更後の端末の代金の支払い方法など利用者の事業者の選択を過度に抑制することとならないように留意

5. フォローアップのための報告及び公表

- ・ 講じる措置及び改正法に適合する料金プランへの利用者の移行の計画を策定の上、総務省に報告 → 総務省において公表・有識者会合での検証

各社の移行促進のための取組と現状

5

- 事業法第27条の3適合契約への移行の促進に関し、**各事業者は、事業法第27条の3 不適合期間拘束契約からの移行の際の違約金の免除等の取組を実施。**
- ただし、**NTTドコモは、事業法第27条の3適合契約への移行時に既往契約の違約金9,500円を留保している。また、KDDI及びソフトバンクの事業法第27条の3 不適合利益提供等のうち、割賦代金の残債免除を行うものについては一定期間、既往契約が継続している状態。**

		NTTドコモ	KDDI		ソフトバンク		
			au	UQモバイル	ソフトバンク	ワイモバイル	
事業法第27条の3適合契約の提供状況 (期間拘束プランの提供有無)	4Gプラン	有	有	無	無		
	5Gプラン	無					
事業法第27条の3期間拘束不適合契約の残存割合※	2020年12月末時点の状況	59%	59%	56%	61%		
プラン変更時の違約金免除の取組	対象者	全員	全員	全員	全員	①ワイモバイルと2年以上契約している人又は②プラン変更と同時に端末を購入する人	全員
	移行先プラン	全てのプラン	auの期間拘束なしプラン (使い放題MAXを除く。) 以外の全てのプラン	全てのプラン	全てのプラン	ワイモバイルのプラン	ワイモバイル以外の全てのプラン
	免除の内容	9,500円の違約金留保 (既往契約の拘束期間中にドコモを辞めると9,500円の違約金の支払いが発生)	違約金0円	違約金0円	違約金0円	違約金0円	
事業法第27条の3不適合利益提供等の残存割合※	通信料金の割引	18.9%	40.1%	－	37.7%	－	
	割賦代金の残債免除	－	78.7%	－	66.8%	－	

※ 事業法第27条3の施行時(2019年9月末)の残存数を100とした時の2020年12月末時点の指数)

MN03社の事業法第27条の3不適合契約(既往契約)の残存数

6

- 事業法第27条の3不適合期間拘束契約は、改正電気通信事業法の施行後1年3か月(2020年12月末)で、3社合計で残り約6,129.4万契約となっており、約60.2%が残されている。
- 事業法第27条の3不適合利益提供等は、改正電気通信事業法の施行後1年3か月(2020年12月末)で、3社合計で残り約2,463.7万契約となっており、約47.5%が残されている。

事業法第27条の3不適合期間拘束契約の残存数 (3社計)

■ 事業法第27条の3不適合期間拘束契約の残存数(MN03社)
■ うち施行規則第22条の2の17第1号に係るもの(MN03社)

(万件:千件未満切捨て、月末時点)



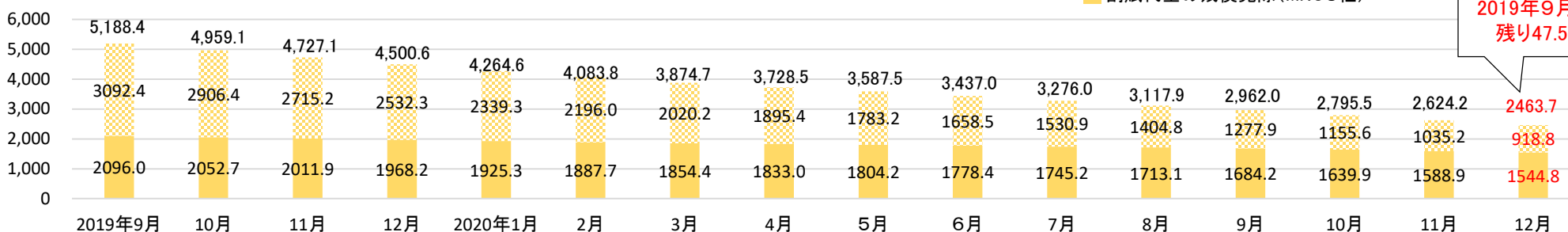
2019年9月比
残り60.2%

注 事業法第27条の3不適合期間拘束契約とは、電気通信事業法施行規則第22条の2の17第1号に掲げる提供条件(違約金等の定めがある場合において、当該違約金等の定めに係る期間が二年を超える期間であること)又は同条第4号に掲げる提供条件(違約金等の額と特定経済的利益の額との合計額が千円を超えるものであること)のいずれかに該当する契約をいう。

事業法第27条の3不適合利益提供等の残存数 (3社計)

■ 通信料金の割引(MN03社)
■ 割賦代金の残債免除(MN03社)

(万件:千件未満切捨て、月末時点)



2019年9月比
残り47.5%

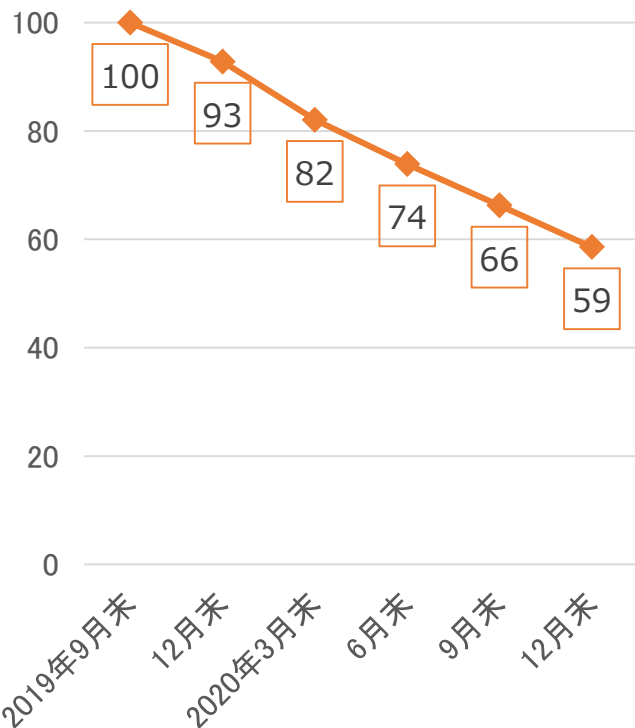
注 事業法第27条の3不適合利益提供等とは、改正電気通信事業法の施行の前に約された移動電気通信業務の料金又は利益の提供であって事業法第27条の3第2項第1号に規定する移動電気通信業務の料金又は利益の提供に該当するもののうち、改正法の施行の時点でその全部又は一部が実施されていないもの(通信料金の割引、割賦代金の残債免除等)をいう。

事業法第27条の3不適合期間拘束契約数の指数の推移

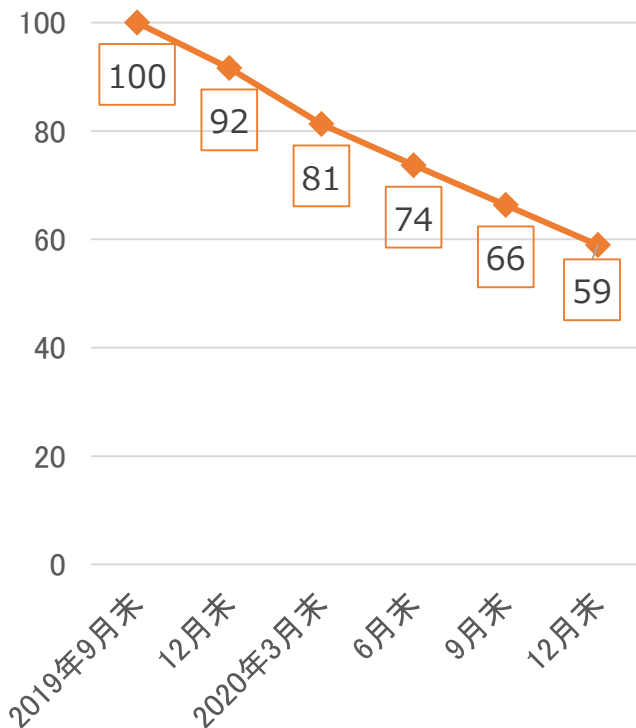
7

- ・ 2019年9月末時点の事業法第27条の3不適合期間拘束契約数を基準値(100)とした場合、各社の指数の推移は以下のとおり。
- ・ 指数の四半期ごとの推移の平均値(小数点第2位四捨五入)は、ドコモ: ▲8.3、KDDI: ▲8.2、ソフトバンク: ▲7.8となっており、2021年以降もこの平均値で推移したとしても、事業法第27条の3不適合期間拘束契約数が0になるまでには、2022年12月末までかかる見込み。

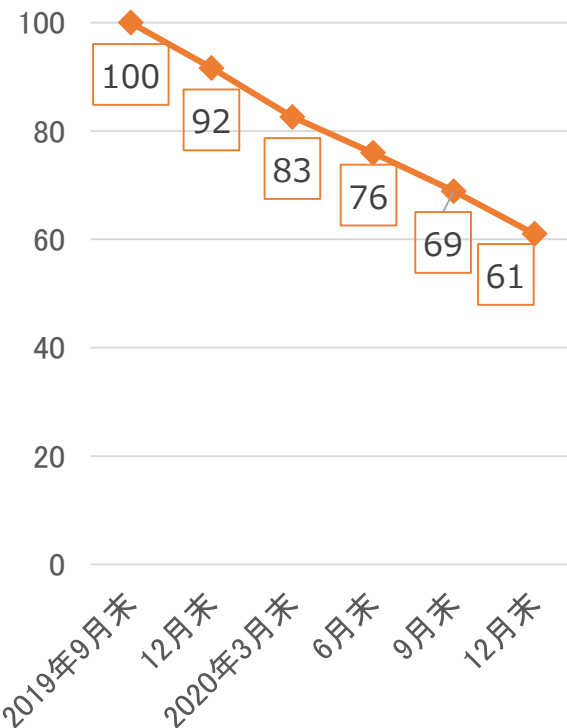
<NTTドコモ>



<KDDI>



<ソフトバンク>



注1: 2019年9月末時点を基準値(100)とした場合の指数の推移。

注2: 2020年12月末時点のKDDIの既往契約数には、同年10月1日に事業承継を行った「UQ mobile」分は含まない。次ページにおいて同じ。

出典: 令和元年総基料第129号に基づく報告

- ・ MNO3社は、総務省からの要請に基づき、事業法第27条の3適合契約への移行計画を報告している。
- ・ 2019年12月末時点の事業法第27条の3不適合期間拘束契約数を基準値(100)とした場合、各社の計画値及び指数の推移は以下のとおり。

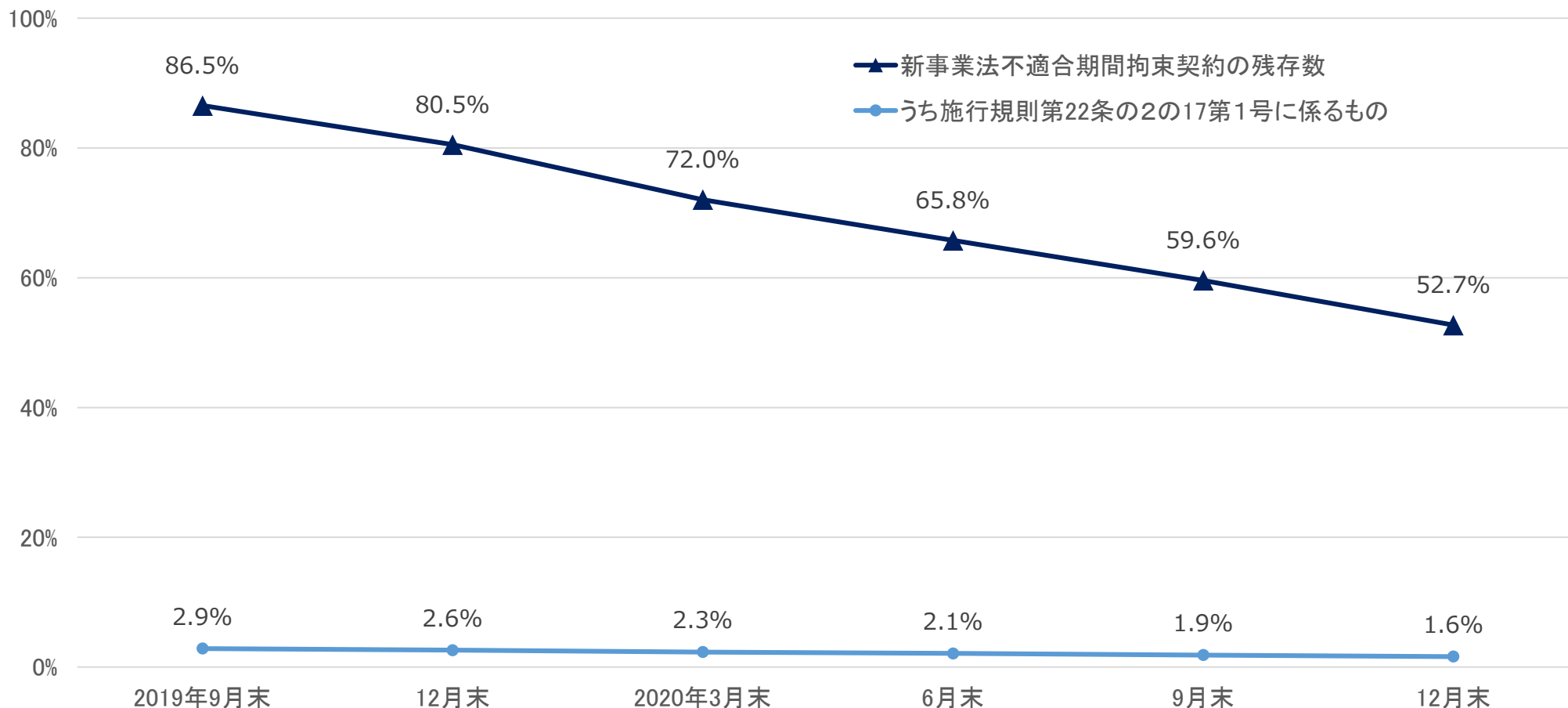
<NTTドコモ>

<KDDI>

<ソフトバンク>

注：計画値及び事業法第27条の3不適合期間拘束契約数ともに、2019年9月末時点を基準値(100)とした場合の指数の推移。

- 事業法第27条の3不適合期間拘束契約数の違約金は、利用者が新料金プランに自ら移行をしない限り、9,500円のまま。
- 契約数全体に占める割合（MNO3社計）は、52.7%（2020年12月末時点）。



注1：ここでいう「契約数」とは、「移動電気通信役務の契約数」を指す。次ページにおいて同じ。

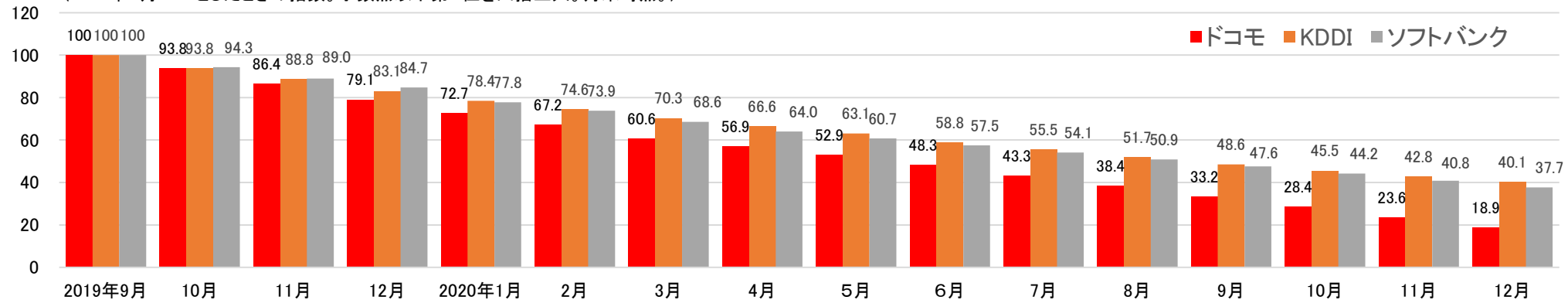
注2：2020年12月末時点のKDDIの契約数及び既往契約数には、同年10月1日に事業承継を行った「UQ mobile」分も含む。次ページにおいて同じ。

- ・ 契約数全体に占める事業法第27条の3不適合期間拘束契約数の割合について、
 (2020年12月末時点)。

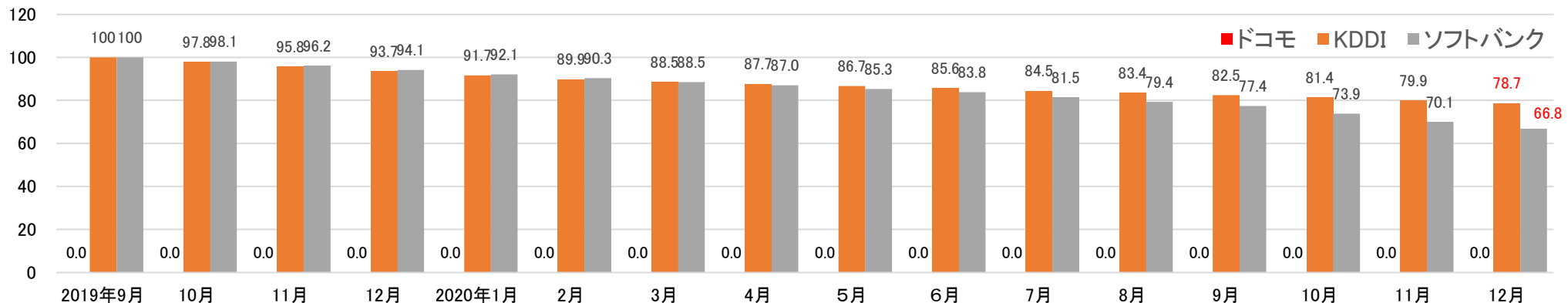
- 事業法第27条の3不適合利益提供等のうち、「通信料金の割引」と「割賦代金の残債免除」の残存数は、以下のとおり。
- このうち、割賦代金の残債免除（2020年12月末時点）について、KDDIの実績は78.7% 、ソフトバンクの実績は66.8% となっている。

事業法第27条の3不適合利益提供等の残存数（通信料金の割引）（個社別）

（2019年9月=100としたときの指数。小数点以下第2位を四捨五入。月末時点。）



事業法第27条の3不適合利益提供等の残存数（割賦代金の残債免除）（個社別）



注1：事業法第27条の3不適合利益提供等とは、改正電気通信事業法の施行の前に約された移動電気通信役務の料金又は利益の提供であって事業法第27条の3第2項第1号に規定する移動電気通信役務の料金又は利益の提供に該当するもののうち、改正電気通信事業法の施行の時点でその全部又は一部が実施されていないもの（通信料金の割引、割賦代金の残債免除等）をいう。

注2：2019年9月末時点を基準値（100）とした場合の指数の推移。

注3：2020年10月以降のKDDIの残存数には、同年10月1日に事業承継を行った「UQ mobile」分は含まない。

出典：令和元年総基料第129号に基づく報告

(2020年6月現在)

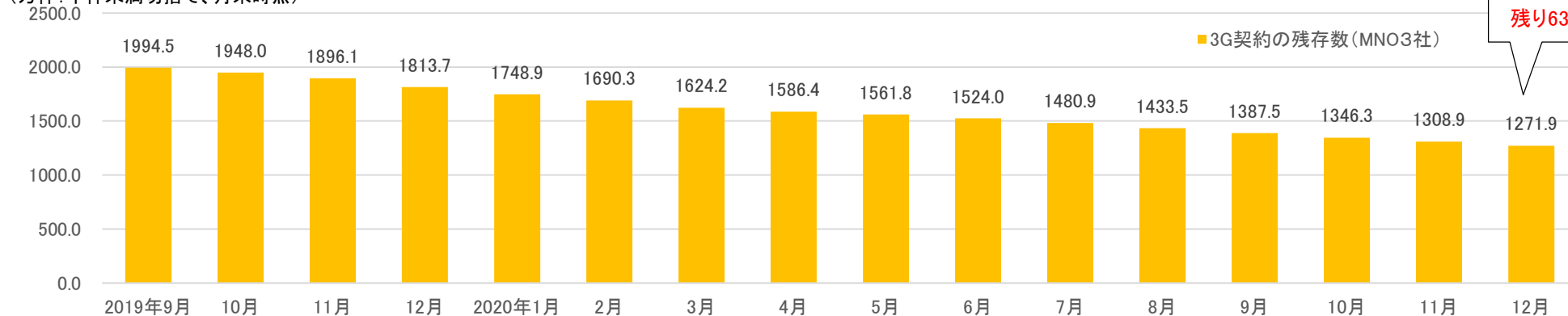
	NTTドコモ	KDDI	ソフトバンク
3G	2026年3月31日終了 (2019年10月29日発表)	2022年3月31日終了 (2018年11月16日発表)	2024年1月下旬終了 (2019年12月6日発表)
PHS	—	—	2021年1月31日終了※ (2020年4月17日発表)

※ PHSテレメタリングプラン以外のものに関する終了時期。PHSテレメタリングプランについては、2023年3月31日終了(2019年4月24日発表)。

○ 3G契約は、改正電気通信事業法の施行後1年3か月（2020年12月末）で、3社合計で残り約1,271.9万契約となっており、約63.8%の3G契約が残されている。

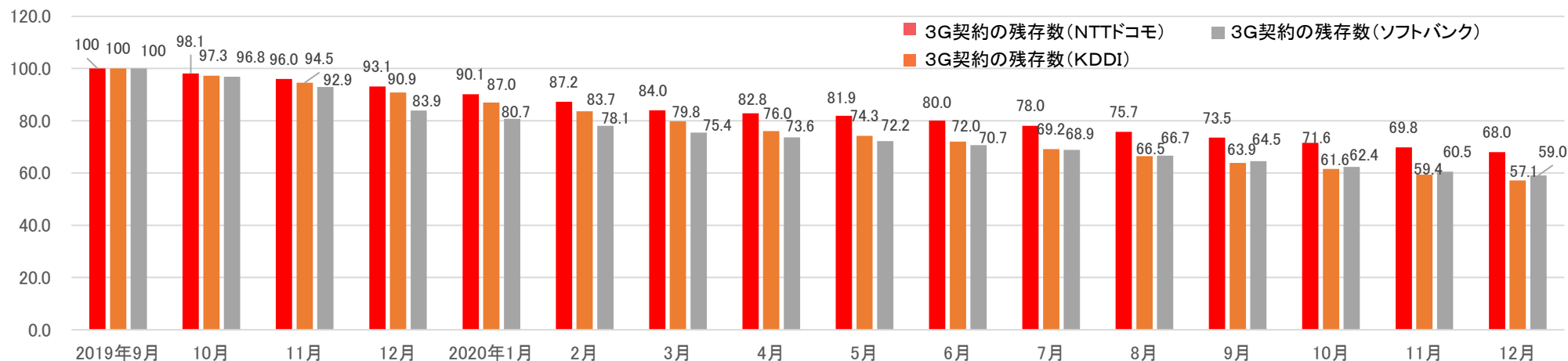
3G契約の残存数（3社計）

（万件：千件未満切捨て、月末時点）



3G契約の残存数（個社別）

（2019年9月=100としたときの指数。小数点以下第2位を四捨五入。月末時点。）



注1：2019年9月末時点を基準値（100）とした場合の指数の推移。

注3：2020年10月以降のKDDIの残存数には、同年10月1日に事業承継を行った「UQ mobile」分は含まない。

出典：令和元年総基料第129号に基づく報告